

1 景観形成基準 (各区域共通)

行為の種類		景観形成基準(各区域共通)
建築物・工作物	位置・配置	<p>1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。</p> <p>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。</p>
	規模	<p>1) 地域の特性や周辺の建築物または工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。</p> <p>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。</p> <p>3) 建築物及び工作物の高さは、原則として13mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと(ただし、国立公園の特例地域(川湯集団施設地区、川湯駅前等)に該当する地域は、この限りでない)。</p>
	形態意匠	<p>周辺景観との調和</p> <p>1) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。</p> <p>2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。</p> <p>3) 四季を通じての周辺景観と調和する色彩を 基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。</p> <p>建築物・屋根のデザイン</p> <p>4) 国立公園区域との調和を図るため、切妻、寄棟、入母屋形式又はマンサード屋根等の勾配のある屋根とするよう努めること。</p> <p>5) ただし、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、他から望見されることのない場所に位置する場合、又は建築面積 10 m²以下程度の小規模な建築物である場合、周辺景観との調和を著しく阻害しない場合にはこの限りではない。</p> <p>建築物・壁面後退</p> <p>6) 国立公園のまちにおける景観形成のため、道路沿いの壁面線を揃えるものとする。なお、壁面線を揃える必要のない場合には道路から極力後退させる。(阿寒国立公園川湯地域管理計画書(許可、届出等取扱方針)を参照)</p> <p>工作物(道路工作物、さく、鉄塔、処理施設等)のデザイン</p> <p>7) 国立公園区域との調和を図るため、道路及び園地等から見たときに屈斜路外輪山の山稜線を分断しないようにする。また、眺望を妨げないような規模や位置に配置する。</p>
形態意匠	<p>1) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p> <p>2) オイルタンクや室外機など、建築物等に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、または目隠しをする等の工夫をすること。</p> <p>3) 建築物及び工作物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の 1/5 を超えないこと。</p> <p>【けばけばしい色彩の範囲】</p> <p>明度: 8を超えるもの(7以下とする)</p> <p>彩度: R(赤)、YR(黄赤)系は 8 を超えるもの(7以下とする) Y(黄)系は 6 を超えるもの(5以下とする) GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)は 4 を超えるもの(3以下)</p> <p>※下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票を確認するものとする</p>  <p>建築物の色彩、材料</p> <p>4) 屋根(飾屋根を含む。以下同じ。)の色彩 <u>焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色</u>のいずれかの色彩又は<u>自然材料の素地色</u>とすること。</p> <p>5) 壁面の色彩 <u>茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色</u>のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の色彩との調和を図ること。</p> <p>工作物の色彩、材料</p> <p>6) 工作物(道路工作物、さく、鉄塔、処理施設等)</p>	
色彩		

		<p>こげ茶色、又は畑地内及び市街地にあつては<u>灰色(亜鉛メッキ色)</u>とすること。</p> <p>7) 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工とすること。</p> <p>8) 電柱 林地に接して設置するもので、<u>焦げ茶色</u>が適当と認められるは、焦げ茶色(既存の施設の更新や塗り替え時も同様)とすること。</p> <p>広告物等・案内誘導サインの表示・掲出、色彩、材料</p> <p>9) 広告物の表示面積や設置数は、必要最小限とすること。同一地点に複数の広告物を設置する場合には、統合を図ること。</p> <p>10) 光源は白色系のみ、<u>動光</u>や点滅はさせないこと。</p> <p>11) 店舗等への誘導看板は、幟等の野だて看板でないこと。</p> <p>12) 指導標、案内板等は、川湯地域、美留和地域、国道沿線などにおいて国立公園区域との調和を図るため、木材及び石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として<u>焦げ茶色</u>とすること。</p> <p>広告物等・案内誘導サインの表示デザイン</p> <p>13) 共通基準</p> <p>ア バリアフリー経路・誘導経路を意識し、サインの設置位置や向き、どこにサインがあるのか等、すぐにわかりやすい位置に配置すること。</p> <p>イ 国立公園のまちに配慮して、シンプルであきのこないデザインとすること。</p> <p>ウ 誰もが理解しやすいように、標準案内用図記号一覧及び道路標識令に定められたピクトグラムを使用すること。</p> <p>14) 表地面の色彩及び配色</p> <p>高齢者、障害者が見やすくわかりやすいものとする。なお、高齢者、障害者(特に色覚障害者)へ配慮した色彩を用いることを基本に、以下のとおり留意すること。</p> <p>ア 凶色(文字や案内図記号)と地色(背景になる部分)の明度差を十分大きくする</p> <p>イ 黒色に青色または黒色に赤色の色彩の組み合わせは用いない</p> <p>ウ 黄色に白色の色彩の組み合わせは用いない</p> <p>エ 赤系統と緑系統の色彩の組み合わせは用いない</p> <p>オ 赤色については、濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いて、他の色との境目に細かい白線を入れて目立つようにする</p> <p>カ その他、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「水色とピンク」は避ける</p> <p>キ やむを得ず上記の色相の組み合わせを用いる場合は、明度差をできる限り大きくする</p> <p>ク 案内地図に用いる色は、退色(色あせ)を考慮した色に配慮する</p> <p>15) 書体</p> <p>表示する基本書体は「国立公園フォント」を使用すること。 (広告物等・案内誘導サインには、標識等での使用が想定されている「TP 国立公園明朝 R」を採用する。) 表示方法やレイアウト、デザインは「標識整備における標準的な表示例(環境省)」を参照すること。</p>
敷地の外構・その他	修景	<p>1) 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。</p> <p>付帯施設</p> <p>2) 駐車場及び取付道路 風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。</p> <p>3) 車庫及び倉庫等の小規模な付帯施設 極力、主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっては、主たる建築物とデザイン、色彩及び材料の調和がとれていると認められるものであること。</p> <p>4) 外灯 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。</p> <p>5) 自動販売機 建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていることが認められるものであること。</p>
	緑化	<p>1) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p> <p>2) 支障木の伐採は、必要最小限に留めること。なお、支障木は修景のために必要な箇所へ移植すること。</p> <p>3) 修景緑化の際は、原則として現地産樹木と同種の樹木等により修景緑化すること。</p> <p>4) 法面及び廃道敷は、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き緑化すること。なお、緑化資材には、<u>郷土植物の積極的利用</u>を図る。郷土植物の導入に当たっては、周辺の地形や植生に合った種類(エンゾヨモギ、ケヤマハンノキ等)を用いること。</p>
	堆雪スペース	<p>1) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。</p>
	太陽電池発電設備	<p>位置・配置・規模</p> <p>1) やむを得ず設置する場合は、道路や展望地から望見できる場所や山の斜面への設置は避けること。</p> <p>2) 太陽電池発電設備の地上からの高さは5mを超えないこと。かつ、地上部分の水平投影面積の和も1,000㎡を超えないようにすること。</p> <p>3) 当該太陽光発電設備の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配は30%を超えないようにすること。</p> <p>4) 当該太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線を敷地境界線から5m以上後退させること。</p> <p>5) 太陽電池モジュールの反射光を抑える工夫をすること。</p> <p>6) 施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散配置とすること。</p> <p>修景・緑化</p> <p>7) フェンス等は、圧迫感を与えないよう道路等境界線から適切な後退距離を設ける。</p>

			<p>8) 道路や展望地から容易に望見できないよう、道路等と太陽電池発電設備の間は植栽し、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。</p> <p>9) 支障木の伐採は僅少におさえること。</p> <p>10) 送電線網はなるべく地中化を図ること。</p> <p>11) 太陽光発電設備が汚損、破損した場合、必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等すること。また、解体又は撤去する場合は、現地産樹木と同種の樹木等により当該敷地を修景緑化すること。</p>
開発行為	位置規模	位置	<p>1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。</p>
		規模	<p>1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。</p> <p>2) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源や周辺景観との眺望に配慮した規模とすること。</p>
	形状・緑化等	形状	1) 硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鑑別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。
		資源の保全 緑化	<p>1) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。</p> <p>1) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p>

2 届出対象行為

2-1 景観計画区域（弟子屈町一般区域）

届出基準

行為の種類		景観計画区域(弟子屈町一般区域) 弟子屈町行政区域すべて対象	
建築物	新築または移転	H:13m または A:2000m ² を超えるもの	
	増築または改築	A が上記を超えるもの ※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m ² 以下の場合を対象外	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
工作物	新設、または移転	さく、塀、擁壁等	H:5m を超えるもの
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H:15m を超えるもの
		風力発電設備	※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 15m を超えるもの
		煙突等	
		物見塔等	H:13m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの
		彫刻、記念碑等	
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	H:13m または A:2000m ² を超えるもの
		貯蔵・処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等		
	太陽電池発電設備	H:5m または A:1,000 m ² を超えるもの※ ※ただし、弟子屈町一般区域のうち、国立公園区域内では自然公園法の許認可基準を用いて規制を行うため、景観条例の適用除外地域とする。弟子屈町一般区域のうち国立公園の区域外で「H:5m または A:1,000 m ² を超えるもの」に該当する行為を行う際は、弟子屈町に届出を要する。 ※以下の場合適用除外となる 1)総発電出力が 10 キロワット未満の太陽電池発電設備(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。) 2)居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業 3)農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為	
	増築・改築	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
	修繕、模様替え	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
広告物の設置・掲出・表示		【北海道屋外広告物条例】にて規制	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		S:10000m ² または、のり面・擁壁 H:5m を超えるもの	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積、太陽光発電は築造面積(パネルの設置される水平投影面積)) S:開発区域面積

2-2 景観重点区域①：国立公園の普通地域+阿寒方面～都市計画用途地域～普通地域を連絡する国道沿い（国道 391 号・241 号・243 号の一部）

行為の種類		景観重点区域① 国立公園の普通地域+阿寒方面～都市計画用途地域～普通地域を連絡する国道沿い(国道 391 号・241 号・243 号の一部)	
建築物	新築または移転	H:13m または A:2000m ² を超えるもの	
	増築または改築	A が上記を超えるもの ※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m ² 以下の場合には対象外	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
工作物	新設、または移転	さく、塀、擁壁等	H:5m を超えるもの
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H:15m を超えるもの
		風力発電設備	※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 15m を超えるもの
		煙突等	
		物見塔等	H:13m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの
		彫刻、記念碑等	
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	H:13m または A:2000m ² を超えるもの
		貯蔵・処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等		
	太陽電池発電設備	<p>景観重点区域①では、 太陽光発電の規模に関わらず、全て届出対象(ただし、国立公園普通地域では築造面積 1,000 m²を超えるものは環境省へ届出、築造面積 1,000 以下のものは弟子屈町へ届出) 景観重点区域①に該当する地域では、当該太陽電池発電施設に関わる行為を行う場合において、その設置目的や規模にかかわらず<u>全て届出対象</u>*とする。 *ただし以下の場合は適用除外となる 1) 総発電出力が 10 キロワット未満の太陽電池発電設備(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。) 2) 居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業 3) 農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為</p> <p>※「国立公園の普通地域」で行為を行う場合 自然公園法に基づき、国立公園の普通地域では、築造面積 1,000 m²を超えるものは環境省へ届出を行う。築造面積 1,000 m²以下のものについては、弟子屈町へ届出を行う。</p>	
増築・改築	増新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの 太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象とする		
修繕、模様替え	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの 太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象とする		
広告物の設置・掲出・表示	【北海道屋外広告物条例】にて規制		
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	S:10000m ² または、のり面・擁壁 H:5m を超えるもの		

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積、太陽光発電は築造面積(パネルの設置される水平投影面積)) S:開発区域面積

2-3 景観重点区域②：景観重点区域①以外の国道沿い（南弟子屈方面、中標津・別海方面の国道 391 号・243 号の一部）

		重点区域②	
行為の種類		(南弟子屈方面、中標津・別海方面の国道 391 号・243 号の一部)	
建築物	新築または移転	H:13m または A:2000m ² を超えるもの	
	増築または改築	A が上記を超えるもの ※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が 10m ² 以下の場合を対象外	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
工作物	新設、または移転	さく、塀、擁壁等	H:5m を超えるもの
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H:15m を超えるもの
		風力発電設備	※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 15m を超えるもの
		煙突等	
		物見塔等	H:13m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの
		彫刻、記念碑等	
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	H:13m または A:2000m ² を超えるもの
		貯蔵・処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	景観重点区域②では、 太陽光発電設備の高さ・規模に加えて、指定地域(土地種目)によっては届出対象	
	太陽電池発電設備	H:5m または A:1,000 m ² を超えるもの 景観重点区域②に該当する地域では、上記に加えて農用地及び農業振興地域において、 土地種目が「原野」や「宅地」等農用地以外の種目となっている地域は、その設置目的や規模にかかわらず全て届出対象とする。 ※ただし以下の場合は適用除外となる 1)総発電出力が 10 キロワット未満の太陽電池発電設備(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。) 2)居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業 3)農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為	
	増築・改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10m ² 以下の場合を対象外 太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象	
	修繕、模様替え	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの 太陽光発電施設については、増改築を行う場合は一律に届出対象	
広告物の設置・掲出・表示		【北海道屋外広告物条例】にて規制 →景観行政団体移行後も、北海道に届出を行う	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		S:10000m ² または、のり面・擁壁 H:5m を超えるもの	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積、太陽光発電は築造面積(パネルの設置される水平投影面積)) S:開発区域面積